



マイシティライフ 209号

平成23年7月1日発行

消費生活情報誌「マイシティライフ」は、今号から、自治会等での回覧方式により、年2回（7月1日、1月1日）皆様のお手元にお届けします。

なお、従来どおり、市役所案内所や区役所・支所などでもお渡しします。

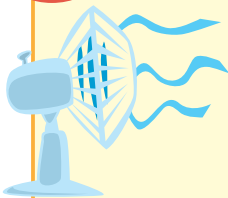
皆さまの暮らしに寄り添う、分かりやすい誌面づくりを目指してまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

蹴上浄水場で消費者啓発活動を行いました

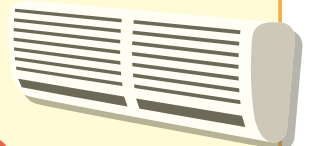
ツツジの開花に合わせて一般公開される蹴上浄水場で、5月の消費者月間事業として、5月4日と5日に消費者啓発活動を行いました。当日は、消費者啓発コーナーを設置し、市民や大学生のボランティアと一緒に、消費生活に関するクイズや寸劇を行いました。



長期間使用した扇風機・エアコンにはご注意ください



本格的な夏を迎え、扇風機やエアコンを使用する回数が増えてきました。長年使用してきた扇風機やエアコンに、次のような異常が見られたら、使用をやめてコンセントからプラグを抜き、販売店やメーカーに相談しましょう。



扇風機

- ☐ スイッチを入れてもファンが回らない
- ☐ ファンの回転が異常に遅い、または不規則である
- ☐ 回転するときに異常な音がある
- ☐ モーター部分が異常に熱い、焦げ臭い

エアコン

- ☐ 電源コードやプラグが異常に熱い
- ☐ 電源プラグが変色している ☐ 焦げ臭い
- ☐ 室内機から水が漏れる
- ☐ ブレーカーが頻繁に落ちる

回覧して
下さい。

京 都 市

訪問販売にまつわるトラブル

相談事例

「お届けものです」とわれ※¹ドアを開けると、いきなり洗剤の箱を差し出された。新聞の購読を勧められたので、「他紙を取っているから要らない」と断ったが、「2年後からでもいいので1年間の契約をしてほしい※²」と言われ、断りきれずにサインをした。

2年先に新聞が必要かどうか分からない※³ので断りたい。



アドバイス

この相談事例のように、自宅に突然、事業者が訪ねてきた場合は「訪問販売」と考えられます。訪問販売の場合は、契約した日を含めて**8日以内であればクーリング・オフ制度**により無条件で契約を解除できます。クーリング・オフは必ずハガキなどの書面で通知してください。証拠が残るように、ハガキの表裏ともコピーを取り、特定記録郵便で事業者の代表者宛てに出しましょう。

また、断っても帰ってくれず契約した場合など、勧誘に問題があれば8日を過ぎた後でも交渉可能な場合があります。

クーリング・オフの通知を出す場合や、契約に疑問がある場合には、できるだけ早く京都市消費生活総合センターまでご相談ください。

ポイント

- ※¹ 事業者は、最初に「事業者名」「勧誘目的」「商品等の種類」を明示する義務があります。名乗らない相手や、不要な物であれば、ハッキリ断ってください。
- ※² 期間の定めのある契約をした場合、途中でやめるには事業者との合意が必要です。本当に必要かどうか事前によく検討してください。
- ※³ あまり先の契約をすると、配達が始まったときには事情が変わり不要になっていることもあります。先の契約は事前によく検討する必要があります。

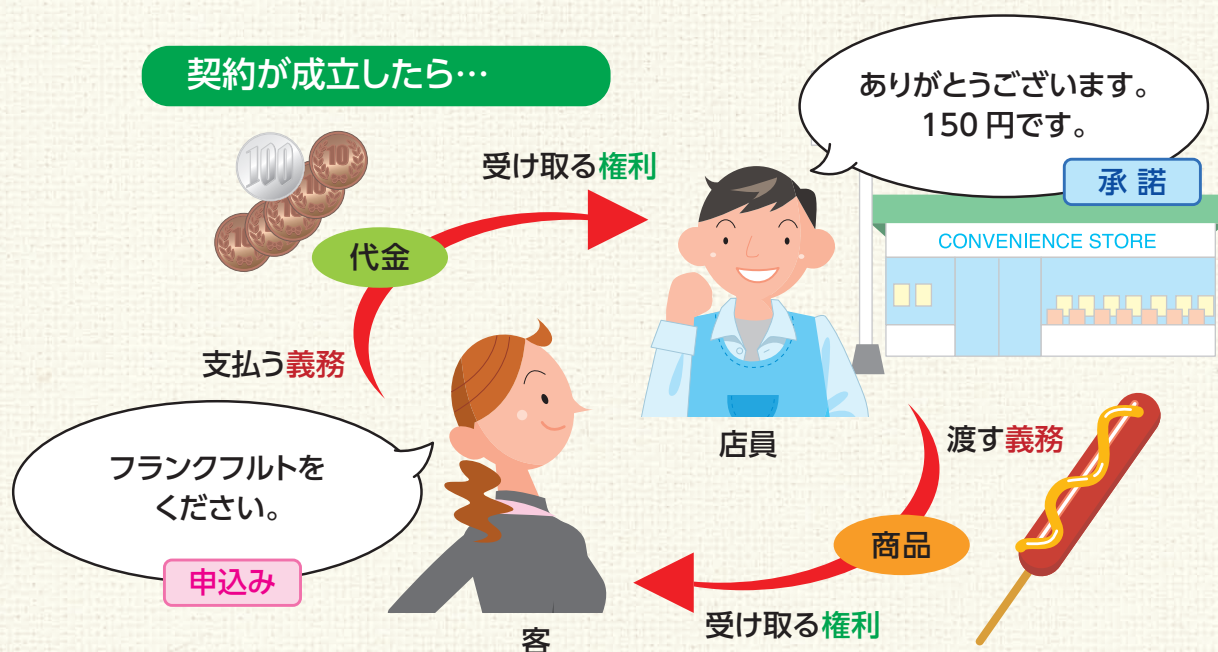
契約の基礎知識

私たちは、日常生活の中でさまざまな契約を結んでいます。
では、次のうち契約に当たるのはどれでしょう。

- ① レンタルショップでDVDを借りる。
- ② 電車に乗る。
- ③ コンビニでフランクフルトを買う。

実は、これらは全て契約です。

契約は、法的な責任を伴う「約束」のことで、契約書を作らなくても、
申込みと承諾による当事者同士の口約束で成立します。



一度成立した契約は、互いに守る必要があるので、原則として一方的に解約はできません。

ただし、左ページで紹介した消費者保護のためのクーリング・オフ制度のほか、未成年者契約の取消し（法定代理人（親等）の同意のない未成年者の契約についての、法定代理人や未成年者による取消し（未成年者が「自分は成人だ」などとうそをついた場合や、お小遣いの範囲内での買い物の場合などは除く。））などの例外があります。

お店で買ったサイズの合わないジャケットが返品できない！？

サイズが合わない、気に入らないという理由で返品したくても、自分から店に出向き商品を購入した場合、お店には返品・交換に応じる義務はありません。購入直後に返品・交換に応じる店は、独自のサービスとして行っていることを知っておきましょう。

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日午前9時～午後5時

クーリング・
オフマン

■消費生活相談

TEL 256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日（年末年始を除く。）の緊急時には、**消費生活土・日・祝日電話相談（TEL 257-9002）**を受け付けています。（午前10時～午後4時、電話相談のみ）

○ホームページ上から相談を受け付ける **インターネット消費生活相談**もご利用ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

■多重債務相談

TEL 256-3160

さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

TEL 256-2140

■市政一般相談

TEL 256-2007

■法律相談（問い合わせ） TEL 256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時30分～午後4時	15名	当日午前9時から整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日午前9時から電話予約
第2・第4水曜	午後6時～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分（面談のみ）

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。



消費者啓発ショートムービーの動画を配信中！



若者を狙った悪質商法を紹介するショートムービー「**kyoto city movie 烏丸御池発☆ミヤコの悪質商法物語～若者を狙う甘いワナ～**」（約15分）の動画配信を行っています。パソコンと携帯電話からご覧いただけますので、一度アクセスしてみてください。

行政を
対象とした消費者
教育教材資料表彰の
WEBサイト部門で
優秀賞を受賞
しました。

パソコン・携帯 <http://www.adscorp.jp/kyotocitymovie/>

携帯電話はこちらの
QRコードからも
アクセスできます



今号の
消費
者
川
柳

悪徳に 耳をかさない 頑固良し（東山区在住の方の作品）

消費者川柳を
募集しています！

- 応募資格 京都市内在住または通勤の方（中学生以下の方を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

消費生活総合センター

〒604-8186
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
閉庁日 土・日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）
TEL 256-1110 FAX 256-0801
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

